

国家戦略特区 検討要請回答

規制改革事項	中山間地域等直接支払の補助金の返還免除
提案者	鳥取県

制度の所管・関係府省庁	農林水産省
関係法令	中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第9の1

提案内容	<p>中山間地域等直接支払の協定期間内の農地転用等については、当該農地が協定期間内は農地として適正に管理されることを条件に、6次産業化など農業振興や地域振興に資する用途への転用については、補助金の返還を免除する。</p>
提案に対する回答	<p>中山間地域等直接支払交付金における交付対象農地の転用等が行われた場合の交付金の返還ルールについては、平成27年度からの本制度の第4期対策への移行に向けて、現場のニーズも踏まえ、制度の趣旨が損なわれないよう留意しつつ、どのような対応が可能か検討していく考えである。</p>

【関係法令抜粋】

中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用（平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知）

第9 交付金の返還等

1 交付金の返還

実施要領第6の4の(1)の「農村振興局長が別に定める基準」とは、次に掲げるとおりとする。

(1) 集落協定違反となる場合及びその場合の措置

ア協定農用地について耕作又は維持管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ただし、協定農用地の一部を集落協定に参加する新規就農者（新規学卒就農者、離職転入者及び新規参入者をいう。）の住宅に供するため農用地区域からの除外及び農地転用の許可手続きを経たものであって、市町村長が、他に適切な住宅用地がないこと及び集落協定に定める活動に支障がないことを判断した場合は、当該転用部分のみについての交付金について協定認定年度に遡って返還するものとする。

イ多面的機能を増進する活動が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ協定農用地に含まれる耕作放棄地若しくは自然災害地の復旧又は当該耕作放棄地若しくは限界的農地の林地化が行われなかった場合は、当該耕作放棄地、自然災害地又は限界的農地分(実施要領第6の3の(2)のイの(ウ)の耕作放棄地復旧加算の措置を受けている場合には、当該加算分を含む。)については、協定認定年度に遡って返還するものとし、協定農用地のその他農用地については、当該年度以降の交付金の交付対象としない。

エ協定農用地外で協定農用地の農業生産活動等に悪影響を及ぼす耕作放棄地として当該集落協定に管理することが位置づけられた耕作放棄地について、管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

オ水路・農道等の維持管理が行われなかった場合は、協定農用地のすべてについての交付金を協定認定年度に遡って返還する。

カ米・麦・大豆・飼料作物等に関する生産の目標のうち、米の作付面積については、水稻生産実施計画書を提出した者が当該協定農用地における水稻生産実施計画面積を超えて米の作付けを行った場合には、当該者に係る協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(2) 個別協定違反となる場合及びその場合の措置

ア個別協定期間中に、協定農用地の全部又は一部について第三者への利用権の設定等又は利用権の設定若しくは作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ協定農用地について、耕作又は維持管理が行われなかった場合(2の農業者の死亡、病気等の不可抗力を除く。)は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ個別協定において、受託者等に責がない事由により作業受委託契約等が解除された場合は、当該農用地について、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(3) 営農連携が行われている農用地が営農上の一体性を満たさなかった場合の措置実施要領第6の2の(1)のアの(ア)の「協定の対象となる農用地の範囲」のうち、別記1の3の(4)の要件を満たすものとして新たに定めた協定農用地が、平成21年度までに同3の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たさなかった場合は、当該農用地のうち協定認定年度(ただし、途中の年度で協定を変更した場合は当該変更年度)以前に一団の農用地に該当していなかった農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

(4) 集落マスタープランに定めた取組が適切に実行されなかった場合の措置

実施要領第 13 の 1 の中間年評価の実施年度以降において、同第 6 の 2 の (1) のアの (イ) の「集落マスタープラン」に定めた取組が適切に実行されず、かつ、市町村長が当該取組について、改善が見込まれないと判断した場合には、協定農用地のすべてについて、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(5) 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項等が行われない場合及びその場合の措置ア集落協定又は個別協定において、平成 21 年度までに、集落協定にあっては実施要領第 6 の 2 の (1) のアの (オ) の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が実行されなかった場合、個別協定にあっては同第 6 の 2 の (2) のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」として定めた活動が実行されなかった場合は、同第 6 の 3 の (2) のアに掲げる地目及び区分毎の交付金額に 0. 2 をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

イ実施要領第 13 の 1 の中間年評価の結果、集落協定にあっては同第 6 の 2 の (1) のアの (オ) の「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」が、個別協定にあっては同第 6 の 2 の (2) のイの「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」が適切に実行されず、かつ、市町村長が平成 21 年度までに実施されることが困難と判断した場合は、同第 6 の 3 の (2) のアに掲げる地目及び区分毎の交付金の交付金額に 0. 2 をそれぞれ乗じて得た額を、協定認定年度（ただし、途中の年度で協定を変更して同事項を協定に位置付けた場合には当該変更年度）に遡って返還する。

なお、これら協定農用地に係る中間年評価実施年度以降の国の交付金による交付単価及び地方公共団体が国の交付金と併せて一体化して行う交付金の交付の上限単価は、同第 6 の 3 の (2) のアの表中の①及び②のそれぞれに 0. 8 を乗じた額とする。

ウ第 7 の 4 の (4) の協定の変更により、「農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」、個別協定にあっては「農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項」を取りやめた場合は、イと同様の措置とする。

(6) 規模拡大加算について、返還となる場合及びその場合の措置

ア協定期間中、協定農用地について第三者への利用権の設定等又は利用権の設定若しくは作業受委託契約の解除が行われた場合は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

イ協定農用地について、耕作又は維持管理が行われなかった場合（2 の農業者の死亡、病気等の不可抗力の場合を除く。）は、当該農用地分の交付金を協定認定年度に遡って返還する。

ウ受託者等に責がない事由により作業受委託契約等が解除された場合は、当該農用地について、次年度以降の交付金の交付対象としない。

(7) 土地利用調整加算について、返還となる場合及びその場合の措置
実施要領第6の3の(2)のイの(イ)により協定に位置づけられた目標が、平成21年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。
また、第7の4の(4)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。

(8) 法人設立加算について、返還となる場合及びその場合の措置
実施要領第6の3の(2)のイの(エ)により協定に位置付けられた目標が、平成21年度までに達成されなかった場合（中間年評価の結果、目標の達成が見込めない場合を含む。）は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。
また、第7の4の(4)の協定の変更により、「加算措置適用のために取り組むべき事項」を取りやめた場合は、当該加算額について協定認定年度に遡って返還する。